

選定療養費制度について

同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えますと、健康保険からの入院基本料の 15%が病院に支払われません。180 日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の 15%は特定療養費として患者様の負担となります。

当院では、ご入院が 180 日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

急性期一般入院基本料(急性期一般入院料 6)

1 日につき 2,070 円(税込)